

# 宗像市幼児教育振興プログラム【第3期】

【平成29年度～令和3年度】

平成29年4月

宗像市・宗像市教育委員会

## 目 次

|                                         |   |
|-----------------------------------------|---|
| 第1章 趣旨                                  | 1 |
| 第2章 プログラムの位置付け                          | 2 |
| 第3章 基本的な考え方                             | 2 |
| 第4章 育てたい幼児像                             | 3 |
| 第5章 これまでの取り組み                           | 3 |
| 第6章 基本施策                                | 5 |
| 1. 保育所・幼稚園・認定こども園等における充実した幼児教育の提供       |   |
| 2. 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実                | 5 |
| 3. 保育者（保育所保育士、幼稚園・認定こども園教員）の資質及び専門性の向上  | 6 |
| 4. 保育所・幼稚園・認定こども園等における家庭や地域社会の教育力の再生・向上 | 6 |
| 5. 特別な支援及び特別な配慮が必要な子どもに対する総合的な支援の推進     | 7 |
| 6. 家庭や地域の教育力の再生・向上                      | 7 |

## 第1章 趣旨

近年、子どもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となり、大きく変わってきている。また、共働き家庭が増加し、保護者にとって子育てと仕事の両立が課題とされている。就労の有無や状況にかかわらず、子育てについて保護者の負担や不安、孤立感が高まっている。この子育て支援に係る環境の変化や多様化する課題に対して、平成27年に国が新たに「子ども・子育て支援新制度」を創設した。

本市では、「第2次宗像市総合計画（平成27年度～平成36年度）」において「子育て世代に選ばれる都市」を目指しており、新制度に基づく子ども・子育て支援の事業を進めるため、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「宗像市子ども・子育て支援事業計画」を策定している。この計画は平成24年に施行した「宗像市子ども基本条例」の行動計画でもあり、対象は宗像市内に居住するすべての子どもとその保護者、家庭、地域住民、企業、行政等すべての市民及び法人その他の団体である。

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、子どもが身近に自然の中でさまざまな体験をすることができる。また、宗像大社や鎮国寺等の歴史・文化遺産があり、公園や文化施設等、自然や文化に親しむことができる。市内には保育所、幼稚園、認定こども園<sup>※1</sup>のほか、子育て支援センターを中心に子育てサークルや子育てサロン等、地域ボランティアによる子育て支援活動も活発に行われており、子育て支援環境も恵まれている。

しかし一方で、子どもの育ちについては、実体験の不足やコミュニケーション能力の不足等の課題が指摘されている。このため、「宗像市子ども基本条例」にあるように子どもに関わるすべての大人が、それぞれの役割を自覚し、子どもの権利を保障し、共に遊び、ふれあう時間を過ごすことが必要である。子どもが自らの可能性を伸ばし、将来に夢を持って生きていくことができるようにするために、大人は温かいまなざしで育ちを見守ることも必要である。幼児期は、生活や遊びの中で、主体的に自らを取り巻く環境と関わりながら、生涯にわたる人格形成の基礎を築いていく時期である。この時期に、インクルーシブ教育<sup>※2</sup>の理念に基づいて、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合う環境整備が必要である。そのため、家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園、行政等が相互に連携して、子どもの健やかな成長の増進を図ることが大切である。

そこで、第3期宗像市幼児教育振興プログラム（宗像市幼児教育指針）として、国の制度改正及び次期保育所保育指針・幼稚園教育要領に向けて現状に合った本プログラムを策定し、幼児教育の振興に関する施策を充実させ、推進していくものとする。

---

※1 認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っている施設。平成18年度から制度化され、市内では、28年度から幼稚園2園が移行している。

※2 インクルーシブ教育：障害のある無しに関わらず、すべての子どもたちが同じ場で共に学び合えるように個別のニーズに応えていく教育

## 第2章 プログラムの位置付け

### ○実施期間

平成29年度から平成33年度(5年間)とする。国や県の動向及び幼児教育をめぐる状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて適切に対応していくものとする。

### ○プログラムの性格

本プログラムは、家庭や地域を含む、0歳から小学校就学前の幼児教育に関わる保育所・幼稚園・認定こども園等すべての機関を対象とした本市の総合的な幼児教育の指針である。

### ○本市計画との関係

本プログラムは、平成27年度からのまちづくりの指針を示す「第2次宗像市総合計画」の基本方針を踏まえ、併せて「宗像市子ども基本条例」の理念に基づいて策定する計画である「宗像市子ども・子育て支援事業計画（宗像市次世代育成支援対策後期行動計画）（宗像市子ども基本条例行動計画）」と整合を図り、幼児教育の充実を目指すものとする。

## 第3章 基本的な考え方

幼児期は、生活や遊びの中で、主体的に自らを取り巻く環境と関わりながら、生涯にわたる人格形成の基礎を築いていく時期である。身近な大人との信頼関係に基づく関わりや安定した情緒の下で、思いやりを持って様々な人と接したり、自分の気持ちを調整したり、くじけずにやり抜く力や前向きな見通しを持つなど、生きる力の基礎を身に付けていく。

こうした幼児期の教育にあたっては、生活や遊びの中で、すべての子どもが健やかに成長するよう、幼児の発達や家庭と地域の実情を踏まえつつ、家庭や地域、保育所・幼稚園・認定こども園等が協力して、幼児にとって適切な環境を整えていくことが必要である。

また、インクルーシブ教育が目指す、一人一人の人格と個性を尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合う共生社会の実現のために、多様なニーズがある子どもの早期発見・早期支援ができるよう、支援体制の充実を図る。

さらに、子どもの育ちに気付き、喜びを感じることができるよう、親育ちを支援することも重要な課題である。

本市では、保幼小連携<sup>※3</sup>を継続するとともに、安心して子どもを産み育てることができるよう子育てについて学ぶ機会を提供する等、様々な子育て支援の施策を充実・推進する。さらに、家庭、地域、市民活動団体等と相互に連携を図りながら、幼児教育の質の向上を図る。

---

※3 保幼小連携：ここでは、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携を意味している。つまり、幼児期の教育（保育所・幼稚園・認定こども園等）と小学校教育の連携のこと。

## 第4章 育てたい幼児像

～宗像っ子の「生きる力」を育むために～  
育てたい幼児像「自分・ひと・環境とのかかわりを大切にする子ども」

自分を大切にする心（自尊心）と、人を大切にする心（思いやりや社会におけるルール）、そして、環境（ものや自然、生命）を大切にする心を育んでいきます。

### 【共通目標】

- 自分を大切にし、友だちを大切にする心を育てる
- 話を聞く力・言葉で伝える力・人やものとかかわる力を育てる
- 基本的な生活習慣を身に付け、丈夫な体を育てる

本市は、自然環境、歴史・文化遺産に恵まれており、体を思いきり動かして遊べる場所や地域行事に参加する機会が存分にある。幼児期に自発的な活動である遊びや生活の中で、主体的に周囲の人や物に興味を持ち、直接関わりを持つことを通して、自己肯定感や他者への信頼感、感情を調整する力、粘り強くやり抜く力等を育んでいく。

本市の子ども一人一人が生きる力を持ち、豊かな感受性を身に付け、自然の現象や社会の出来事への関心を高め、それらを大切にすることができる子どもになるように育てたい。

この育てたい幼児像を実現するためには、家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園等が連携することが大切である。

## 第5章 これまでの取り組み

### 【第1期の主な取り組みと成果】（平成19年度～平成23年度）

第1期では、保育所と幼稚園の行政窓口を一元化し、保幼小連携に向けての組織・しくみづくりを行った。

平成20年度に保幼の子どもに関する情報を共有し、幼児教育の連携が円滑になった。そして、発達支援センターの開設により、特別な支援が必要な子どもに総合的な支援体制の推進を図ることができた。平成21年度には、園児の学び、成長の記録を小学校へつなぐため、「保育所保育要録・幼稚園指導要録」を市で同じ形式にした。また、保幼小連絡会の開催等で保育士、教員間の相互理解や情報の共有化を図ることができた。平成23年度からは、小学校において統一入学説明会を実施し、

幼児教育と小学校教育の接続に着手した。

さらに、家庭の教育力の向上を図るため、新入園児の家庭向けに「幼児教育振興プログラムダイジェスト版」を、新年長児の家庭向けに「就学に向けてのリーフレット」を作成、配布し、家庭の教育力向上のために「子育て・親育ちのための11の提言」のパンフレット配布も行った。

また、宗像医師会、保育所・幼稚園及び行政が一体となって、満4歳児対象の「年中健診」を開始した。子育て支援センター、子育てサロン・サークル等では、保護者間で情報交換する場を提供し、スタッフが育児相談に応じる環境づくりを推進し、子育て支援を行った。さらに、園による未就園児対象の地域開放事業を行い、未就園児のいる保護者に対しての子育て相談や育児支援を推進した。

#### 【第2期の主な取り組みと成果】（平成24年度～平成28年度）

第2期では、保幼小の連携・接続を継承、発展させた。

市においては、平成24年度に宗像市の子ども施策のすべての基本となる条例である「宗像市子ども基本条例」を制定した。平成25年度には、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を開設し、子どもの権利を守る体制が整った。

平成27年度からは市の機構改革により、教育子ども部が創設された。それによって、幼児教育と小学校教育の連携・推進体制が確立した。

保幼小の連携・接続については、平成25年度から小学校における統一入学説明会時に全小学校で体験入学を実施し、保育所・幼稚園から小学校への円滑な接続ができるようにした。また、保育所、幼稚園での保育参観及び保育所保育士・幼稚園教員と小学校教員との意見交換会を開始し、保育士、教員間の交流を深めることができた。さらに、平成27年度に、宗像市の子どもたちを小学校入学までにここまで育て、小学校に入学してからはこう育てようという保育士・教員向けのパンフレット「学びのめやす」を作成し、保幼小接続の強化に取り組んだ。

また、保育所保育士・幼稚園教員の研修支援として、食育や発達支援等の市主催の保幼教員研修会を実施し、保育士、幼稚園・認定こども園等教員の資質及び専門性の向上を図った。その内容を保幼小連携だよりに掲載し、園や小学校へ配布し、研修に参加できなかった保育士、教員にも情報共有をするようにした。

子育て支援については、家庭向けのパンフレット「スムーズな入学に向けて」と冊子「ママパパ応援ブック」等を配布し、子育て支援の情報提供を行った。「スムーズな入学に向けて」では、子どもたちが小学校入学に向けて家庭で取り組んでほしいことをまとめた。「ママパパ応援ブック」では、子育てに役立つ情報を掲載した。また、「10か月すくすく相談会」を始め、子どもの生活リズム等の相談を行うとともに、市民活動団体と協働してメディアの啓発やプレーパーク、子育て支援センターによる親子のふれあい遊び等の情報提供の機会を増やした。

## 第6章 基本施策

### 1. 保育所・幼稚園・認定こども園等における充実した幼児教育の提供

目標1 保育所・幼稚園・認定こども園等における幼児教育の充実を図る。

#### (1) 「生きる力」の基礎を培う教育の推進

保育所・幼稚園・認定こども園等においては生きる力の基礎を培うため、子どもの発達に沿った内容と方法により、様々な体験活動を通して幼児教育の充実を図る。また、幼児教育において育みたい資質・能力の実現に向けて、カリキュラム・マネジメント<sup>※4</sup>の実施を推進する。

#### (2) 幼児教育の質の確保・向上と現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら、保育士や教員との信頼関係に支えられた遊びを通しての多様な経験や、自然や歴史・文化遺産の中での体験、いろいろな人との関わりの中で、幼児が自己発見及び自己発揮し、自尊心や、意欲、協調性、忍耐力などの非認知的能力<sup>※5</sup>を身に付けることができるよう、人的、物的に環境を整えることを推進する。すべての子どもが健やかに成長するよう、保育所・幼稚園・認定こども園等全体で質の向上を図る。

### 2. 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

目標2 保育所・幼稚園・認定こども園等における幼児教育の成果を小学校生活や学習に活かせるよう、幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化を図る。

#### (1) 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校との連携・接続の強化

##### ① 保育所保育士、幼稚園・認定こども園等教員と小学校教員との連携・協力体制の充実

保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校が連携への理解を深め、接続が円滑に行われるよう、保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校の関係者による研究協議会を中心に、連絡会等を通して関係者間の交流を行い、協力体制の充実を図るなど、多様な立場にある関係者間の交流活動を推進することを通して互いの連携を深める。

##### ② 幼児と児童との交流の推進

幼児の小学校生活への期待を高め、円滑な接続を図るために就学前の相互間の行事への参加等、幼児と児童との交流活動を推進する。

※4 カリキュラム・マネジメント：園長のリーダーシップの下、すべての職員が参加し、自園の特色を構築していく営みである。

※5 非認知的能力：個人の知性や学力ではない部分の特徴や能力（これまで言われていた関心、意欲、態度、コミュニケーション力など）

(2) 幼児教育と小学校教育の接続を見通した教育課程の編成と教育内容・方法の充実

発達や学びの連続性の観点から、保育所・幼稚園・認定こども園等及び小学校の双方が、幼児教育から小学校教育への移行に配慮したアプローチカリキュラム<sup>※6</sup>やスタートカリキュラム<sup>※7</sup>等の教育課程編成や指導計画作成についての研究・実践に努める。

3. 保育者(保育所保育士、幼稚園・認定こども園等教員)の資質及び専門性の向上

目標3 社会環境の変化に伴う幼児教育の多様な展開に対応するため、保育者の資質及び専門性の向上を図る。

(1) 保育者の研修支援

保育者の資質及び専門性の向上を図るため、国、県、他機関団体等の多様な研修について園へ情報提供を行い、保育者の研修への参加を支援する。

(2) 市主催研修の充実

近年の子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、豊かな幼児の発達を促進する研修を市が主催して、保育者を対象とした研修の充実を図る。

4. 保育所・幼稚園・認定こども園等における家庭や地域の教育力の再生・向上

目標4 保育所・幼稚園・認定こども園等が地域の幼児教育の拠点としての役割を果たすよう、在園児のみならず、地域の幼児及びその保護者を対象とする子育て支援活動等を推進する。

(1) 子育て支援活動及び次世代育成支援活動の推進

① 保育所・幼稚園・認定こども園等における子育て支援及び啓発活動の推進

保育所・幼稚園・認定こども園等が、親と子の育ちの場となるよう、それらの施設を利用している幼児の家庭に対して、子育て相談や情報提供等の支援を推進する。また、未就園児のいる家庭に対しても、親子登園、園庭開放や子育て相談等の支援を積極的に推進する。さらに、これらの機会を利用して、家庭教育に関する啓発活動に努める。

② 保育所・幼稚園・認定こども園等における次世代育成支援活動の推進

中学生職場体験学習を通して、中学生が保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児と接する機会の提供に努める。また、大学生のボランティア活動を通して、幼児の心身の発達に関する知識や保育について学ぶ機会を提供する。

※6 アプローチカリキュラム：就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにすると共に幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前のカリキュラム

※7 スタートカリキュラム：小学校に入学した子どもが、保育所・幼稚園・認定こども園等の遊びや生活を通して学びと育ちを基礎として、主体的に自己発揮し、新しい学校生活を創り出していくための1年生の入学当初のカリキュラム



(2) 保護者や地域の人々に対する幼児教育への理解の推進

幼児教育の重要性や現状について、保護者や地域の人々の理解を推進するために、保護者や地域と連携を図りながら情報提供に努める。

5. 特別な支援及び特別な配慮が必要な子どもに対する総合的な支援の推進

目標 5 特別な支援が必要な子どもに、特性に合った適切な支援を行うため、早期発見・早期支援を推進するとともに、乳幼児一人一人の特性や生活環境に応じて、就学後も切れ目のない継続した支援ができるよう、乳幼児期からの一貫した支援体制の充実を図る。

(1) 特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援と総合的な支援体制の充実

特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、個別相談や関係機関へつなぐ等の支援を行うとともに、保育所・幼稚園・認定こども園等へ専門的な助言を行い、乳幼児の健やかな成長への支援と保育所・幼稚園・認定こども園等における受け入れの促進に努める。また、特性に合った適切な支援を行うため、発達支援センター等を拠点とした総合的な支援体制の充実を図る。

(2) 乳幼児一人一人の生活環境に応じた支援体制の充実

障がいのある子どもを養育している家庭、低所得家庭、ひとり親家庭、外国籍家庭等、困難をかかえやすい家庭環境にある子どもの早期発見に努め、各関係機関と連携し、支援体制の充実を図る。

6. 家庭や地域の教育力の再生・向上

目標 6 家庭や地域の教育力を高め、子どもがのびのびと育つ環境を整備する。

(1) 家庭の教育力の再生・向上

①すべての保護者に対する家庭教育の支援

乳幼児期の早い時期から、保護者が家庭教育の重要性を認識し、家族の絆を深めるため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努める。また、家庭の教育力の向上を図るため、子どもを持つ保護者向けのパンフレットを配布し、家庭教育の大切さについて啓発活動をする。

## ②地域における家庭教育の支援

子育ての悩み等を抱える保護者に対する育児相談や、地域の子育てサークル、子育てサロン等の保護者を支援する環境づくりを推進する。また、子育て中の保護者が不安や悩みが原因で孤立しないよう、保護者同士が情報交換する場を提供する。

## (2) 地域の教育力の再生・向上

### ①幼児教育を支える地域の人材の育成及び活用

市民参画や市民活動を支援する観点から、講座・研修等によって幼児教育を支える地域の人材の育成を図るとともに、学生、保育や育児の経験者、高齢者等地域の多様な人材を活用し、地域で幼児教育を恒常的に支える体制づくりに努める。

地域の人々が子育てに関わり、子どもの多様な経験をサポートする環境の整備を図る。

### ②地域における子どもの居場所づくりの推進

地域における子どもの育つ環境の整備を図るため、地域の人々の力を結集した子どもの安全、安心で多様な学びのできる居場所づくりの普及・定着を推進する。また、子どもを育てる大人の居場所づくりについても普及を推進する。

### ③地域の施設・設備の活用の推進

保育所・幼稚園・認定こども園等による地域の図書館、コミュニティ・センター、公園等の活用を推進するため、施設の利用方法や事業内容等の情報の提供に努める。